

品川区いじめ根絶協議会設置要綱

制定	平成25年5月27日	教育長決定 要綱第7号
改正	平成27年3月31日	要綱第14号
改正	平成28年3月31日	要綱第28号
改正	令和6年6月19日	要綱第16号
改正	令和6年12月19日	要綱第18号

(設置)

第1条 いじめ問題が背景にある児童・生徒の自殺、部活動等教育指導中の重大事故など、学校において子どもの生命・安全が損なわれる事件・事故、またはそのような事件・事故にいたる危険性が高い事態が発生した場合、学校や教育委員会が、その原因・背景等を把握し、迅速に効果的な対応が行えるように地域・関係団体との連携強化を図ることにより、いじめ問題の解決に資するため、品川区いじめ防止対策推進条例（平成28年品川区条例第33号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき「品川区いじめ根絶協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 区立学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処（この条において「いじめの防止等」という。）や対策の推進に関すること。
- (2) いじめ対策における各団体からの協力・支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめ防止等のための対策の推進に必要なこと。

(協議会)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる区分により、教育委員会が委嘱または任命する委員30名以内で組織する。

- (1) 有識者（専門家・大学教授等）
- (2) 地域代表（品川区町会連合会・地区委員・民生委員・主任児童委員・保護司・商店街連合会・人権擁護委員・PTA保護者）
- (3) 関係官公署（警察署・大森少年センター）
- (4) 学校代表
- (5) 区・区教育委員会
- (6) その他前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から、その年度の末日までとし、再任されることを妨げない。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は有識者の中から、教育委員会が指名する。
- 3 委員長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故あるときは、または委員長が欠けるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の開催にあたっては、委員長が委員を召集する。

- 2 委員長は会議の議長となり、議事を進行する。
- 3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 会議は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は協議会の会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意

見を聴き、または説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総合支援センターがこれを行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。